| | |
|---|---|
| 事例No. | 2292 |
| 公表年度 | R4 |
| 団体の属性 | 一般市 |
| 団体名 | 佐賀県嬉野市 |

| | |
|---|---|
| 事例区分 | 公営企業 |

| | |
|---|---|
| タグ | ・下水道事業<br>・（行政改革）業務の効率化 |

| | |
|---|---|
| 事例種類 | その他 |

事例内容・タイトル

嬉野市営浄化槽事業の取り組みについて

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和４年４月号）

先進事例紹介



# 嬉野市営浄化槽事業の取り組みについて

嬉野市　建設部農林整備課　副課長
（前　嬉野市　建設部環境下水道課）　梶原　祥一

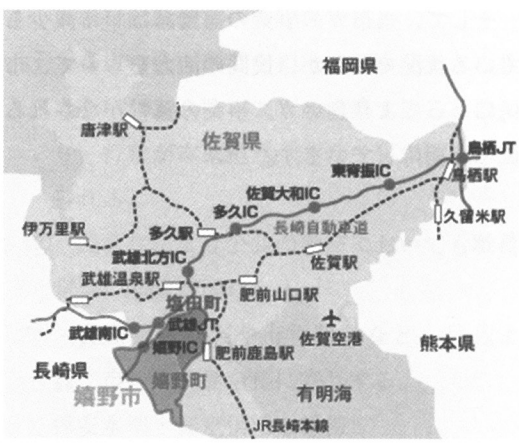
## 1．嬉野市の概要

嬉野市は、平成18年１月１日に嬉野町と塩田町の２町が合併し誕生しました。佐賀県南西部に位置し、総面積126.41km$^2$であり県下第５位の面積を有しています（図－１参照）。

嬉野虚空蔵山系に源を発する塩田川は、市の中央部を横切り沿岸地域の耕地の灌漑用水となって有明海に注いでおり、その流路の延長は30km に及び、流域面積は130km$^2$となっています。

気候は夏が高温で雨が多く、冬は日本海側に位置しているにもかかわらず、概ね天候に恵まれています。また、市全体の約60％を占める森林では、その大部分が針葉樹を主として植林されており、その裾野では本市の特産物であるお茶の栽培や肥沃な水田では稲作や施設営農等の畑作も盛んに行われております。また、多良岳火山の余勢によるとみられる良質で高温の温泉資源を有しており、温泉観光地としての賑わいを見せています。

しかし、現在の行政人口は25,499人（令和３年３月末現在）であり、合併後15年で4,800人以上の人口が減少しており、今後においても2040年で約20,800人まで減少する予測もされており、人口減少に歯止めがきかない状態になっています。




図－１　嬉野市の位置

## 2．嬉野市の生活排水の状況

嬉野市の生活排水処理施設の整備状況は、集合処理整備を嬉野町で公共下水道、塩田町で農

業集落排水に合併以前から取り組んでおります。

公共下水道事業は、平成12年度から事業を着手し、平成30年度に494haあった事業区域を307haに区域縮小を行っております。供用開始区域面積は、277haであり、整備率は90.2%となり、面整備は令和５年度で完了する予定であります。

農業集落排水事業は、平成６年度より事業着手し、美野、上久間、馬場下、五町田・谷所地区の４地区を供用開始しており、現在処理区の統合に向けた検討を行っています。五町田・谷所地区においては、資源循環施設（コンポスト化施設）を有しており、農業集落排水処理施設４処理場の濃縮汚泥及び脱水汚泥を醗酵させ堆肥化し農地へ還元しています。

公共浄化槽整備事業（以下「市営浄化槽事業」と言う。）は、平成27年度から着手しており、事業開始時から住民の反響も大きく、設置基数を順調に伸ばしております。

市全体のＲ２末の汚水処理普及人口17,433人、普及率は68.4%となっており、市営浄化槽事業開始前（H26末）の普及率（59.5%）からは、大きく向上している状況であります（表－１参照）。

表－１　汚水処理人口普及率

| 年度 | 行政人口 | 普及人口 | 普及率 |
|---|---|---|---|
| H26 | 27,464 | 16,344 | 59.5% |
| H27 | 27,136 | 16,577 | 61.1% |
| H28 | 26,796 | 16,666 | 62.2% |
| H29 | 26,504 | 16,712 | 63.1% |
| H30 | 26,087 | 16,920 | 64.9% |
| R1 | 25,806 | 17,551 | 68.0% |
| R2 | 25,499 | 17,433 | 68.4% |

## ３．市営浄化槽事業導入の経緯と経過

市営浄化槽事業に取り組んだ経緯としては、①汚水処理人口普及率の早期向上（10年概成）、②市内の公共サービスの格差解消、③農山村地域の定住促進、④災害に強いまちづくりであり、特に②の面においては、公共サービスの向上につながり、浄化槽事業区域内の住民からの喜びの声が多くありました。

また、前述にもあったように、平成30年度に公共下水道区域を187ha縮小し、縮小区域の全てが市営浄化槽事業区域に編入することとなりました。これは、その地域に住んでいる住民に対し不公平感なく縮小できたほか、市としても整備コストの縮減や汚水処理人口普及率の早期向上、中長期にわたる機器等の更新コストの低減などのメリットもあります。

現在、事業を開始し７年目を迎えておりますが、設置基数においても、年々増加傾向にあり、また、現在では市営浄化槽事業の認知度が向上しているため、分譲地の開発や既存住宅の改修なども増加している傾向にあります。

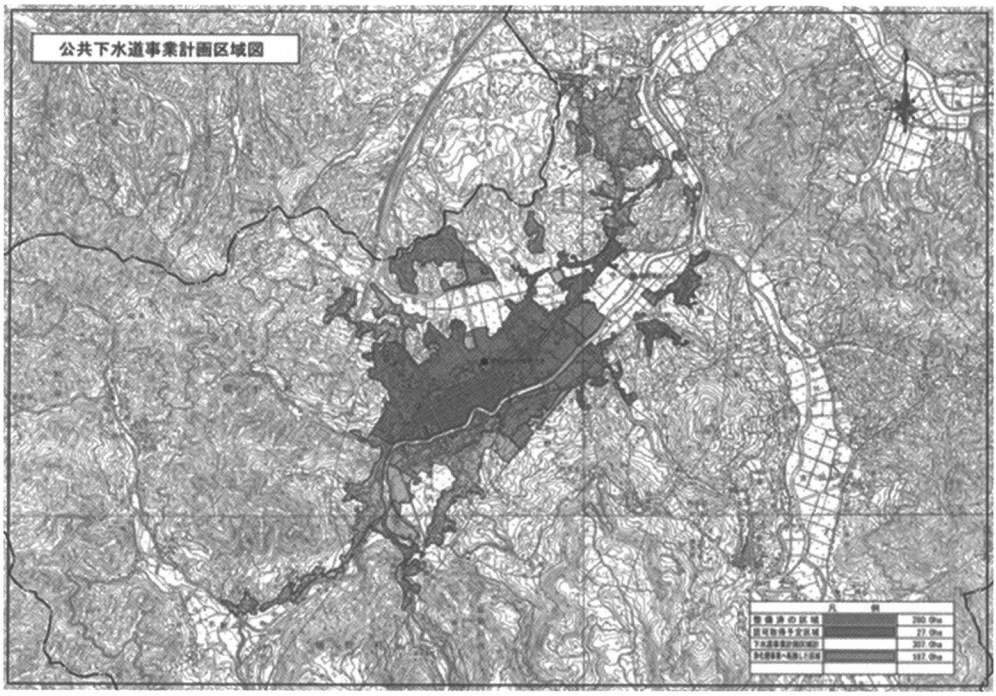
## ４．公共下水道整備区域の見直し

公共下水道区域の縮小については、公共サービスの低下につながることから、慎重な検討と住民のコンセンサスが必要となります。

検討においては、縮小しようとする区域に合併処理浄化槽の設置基数や、将来人口の推計、定性的な評価として災害リスクなどを考慮する必要があります。

また、本市の公共下水道事業の場合、接続率が低い状況であるため、整備の効果が発揮しにくいことも縮小に至った要因となりました。

住民のコンセンサスに関しては、下水道審議




図－２　公共下水道計画区域図

会や地元説明会を開催し、市営浄化槽事業に移行することによる整備速度の向上や整備の効率化、料金が同等であることなどを説明し、住民理解を得ることができました。

これにより、公共下水道区域の大幅な縮小を実現し、将来にかかるライフサイクルコストを削減することができました（図－２参照）。

## ５．市営浄化槽事業のメリット

令和２年末までの新規浄化槽設置総数は438基となっており、事業開始時点から増加傾向にありましたが、令和２年度は着工新設住宅戸数（国土交通省調べ）の減少等により設置基数が減少しました。また、事業開始以前に合併処理浄化槽を設置していたものに関しては、市民の申請により市に帰属し市営浄化槽として維持管理を行っており、令和２年度末の帰属総数は184基となっております（表－２参照）。

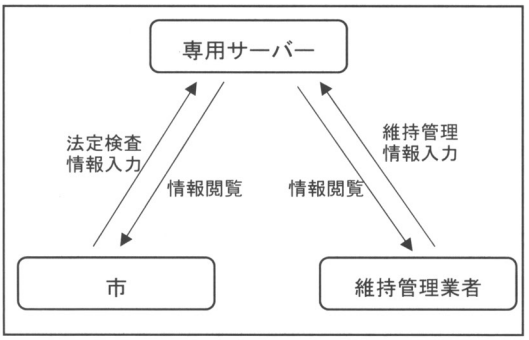
市営浄化槽事業は、住民側及び市側においてもメリットが多く、住民側のメリットとしては、早ければ工事開始から１週間程度で浄化槽とそれを接続する排水設備までの設置が可能なことや、新築や改築、リフォームなどに併せて浄化槽を整備できることによる効率的な整備が可能な点が挙げられます。また、浄化槽を市に帰属することにより維持管理費などの個人負担の軽減につながります。市側のメリットとしては、整備した

表－２　浄化槽設置・帰属の推移

| 年度 | 新規 | 帰属 | 計 |
|---|---|---|---|
| H27 | 60基 | 30基 | 90基 |
| H28 | 59基 | 36基 | 95基 |
| H29 | 67基 | 26基 | 93基 |
| H30 | 78基 | 37基 | 115基 |
| R1 | 93基 | 32基 | 125基 |
| R2 | 81基 | 23基 | 104基 |
| 合計 | 438基 | 184基 | 622基 |

浄化槽が必ず排水設備が設置されることから、整備の無駄がないことや、市が関与することによる浄化槽処理水質の向上などがあります。

このほかに浄化槽は地震等の災害にも強く、災害に強いまちづくりを推進するうえで、重要なインフラ整備として取り組んでいます。また、浄化槽設置工事は、市内の設備事業者等が受注するため、市内事業者の受注機会の確保につながっています。




図－３　維持管理台帳情報管理イメージ

## ６．維持管理システムの導入

浄化槽の保守点検及び清掃に関しては、維持管理業者がその記録簿を作成し、浄化槽管理者は３年の保管義務が生じます。（浄化槽法施行規則第５条第９項）このため、市は管理基数が多くなった場合に記録簿の整理及び管理に、膨大な手間を要することとなり、また、法定検査結果において不適正の結果であった浄化槽に対するフォローアップに関し支障となる場合があります。

本市においては、維持管理業者と市を専用回線（既存のし尿汲取りの回線）で結び、保守点検及び清掃記録簿等を専用サーバーを介し、情報を閲覧できるシステムを導入しました。このシステムでは、過去のDoや透視度等の情報をトレンドグラフで閲覧することができ、過去に遡りその浄化槽の情報を閲覧することが可能であります。これにより、点検情報等の管理に係る手間を大幅に簡素化することができました。

法定検査結果については、検査機関から紙媒体で通知されますが、そのデータを市がシステムに入力することにより、保守点検状況からの使用状況及び水質悪化の要因とその後の維持管理に対する対策が行えるようになりました。

本システムは維持管理業者と共同利用としているため、ランニングコストも安価であり、付加機能としてGISの利用が可能です（図－３参照）。

## ７．浄化槽事業の課題

浄化槽事業は表－２で記したとおり、着実に汚水処理人口普及率の向上に寄与しています。また、設置効率としても申請から早ければ１ヶ月で設置が可能ということもあり、汚水処理事業の即効性の点では市及び住民側のメリットとなります。

しかし、現在までの市営浄化槽事業は全て個別設置としており、国が推進する共同浄化槽に関しては取り組んでいない状況であります。しかし、嬉野市の人口は年々減少しており、１世帯当たりの平均人員も減少している状況であり、効率性を図るための共同浄化槽について検討する必要があります。共同浄化槽を設置する場合は、既存住宅の場合は共同浄化槽に関する住民理解と全戸の接続同意、浄化槽の設置箇所の選定等が重要となってきます。例えば道路下に埋設する場合などにおいては、道路構造令に規定される耐荷重を浄化槽が満足しなければならないなどの問題点があります。これに関しては、新規の分譲地などを手始めに検討を行う予

定としています。

浄化槽設置に関しては、施工業者が個々で営業活動を行い設置するケースが多く、設置基数の増加はしていますが、今後先細ることが予想されます。このため、普及促進するための市と事業者による協議会を設立し、持続的な浄化槽普及に関する協議及び活動を実施していくことが必要ではないかと感じています。これに関しても今後事業者間の協議等を実施し、民間側の協議会を設立することを目指します。

## 8．まとめ

自身の職務経歴として、20年以上を公共下水道や農業集落排水事業などの汚水処理事業に従事しておりました。

市営浄化槽事業開始前までは、浄化槽は集合処理が整備されるまでの仮設的な要素としてしか考えておらず、集合処理が個別処理より有効な整備手法であると思っていました。しかし、地方自治体として直面する人口減少は、20年前には想像できなかったペースで進行しており、また、高齢化率も上昇し、集合処理を整備しても未接続家屋が残り続ける状態となっています。

その点、市営浄化槽事業は、市内どこに住んでいても集合処理と同等な行政サービスが提供できる事業であり、設置した家屋は必ず排水設備を設置するため、整備の無駄がない事業であります。また、浄化槽は集合処理と同等な処理性能を持つため、公共用水域の水質を向上させることが可能です。しかし、浄化槽は設置するだけでは水質の向上にはつながりません。適正な維持管理が行われ、使用者も適切な使用方法でないと水質向上にはなりません。

浄化槽整備を担当している中で、「設置基数の増加＝水質改善」と勘違いしてしまうことがあります。公共浄化槽は個人設置と異なり、設置から維持管理までを市町村が行う事業です。つまりは適正な維持管理を市町村が行うことで、良好な水質保全ができることがこの事業の最大の効果であると感じています。

令和３年８月末までは環境下水道課に在籍しておりましたが、令和３年８月の豪雨災害により多くの農地等が被災したことにより、農林整備課へ異動となりました。現在は災害査定を終え、復旧に向けての工事発注等を行っております。

異動して思うことは、公共浄化槽事業を始めてからは集合処理区域外の住宅整備が加速したように思えます。また、空き家バンクの物件も浄化槽を設置することにより、都市部からの人口流入がありました。つまりは、田舎暮らしを望む方々が転入しやすい条件整備をすることによる、社会増が期待できる事業ではないかと思っております。

最後に公共浄化槽事業を検討している自治体等あれば、気軽に連絡いただければ微力ながらご協力させていただきます。

# 公営企業質疑応答

## 交通事業における特別減収対策企業債について

**問**　新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けている交通事業の特別減収対策企業債の発行額や起債手続き上の注意点などについて教えてください。

**答**

### 1．制度概要

#### ⑴　制度創設の背景

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、総務省では、令和２年度に資金手当措置として特別減収対策企業債制度を創設しました（「令和２年度内の資金繰りへの対応について」（令和２年５月22日付け総務省自治財政局地方債課、同公営企業課、同財務調査課、事務連絡））＜資料１参照＞。

また、新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たず、バス事業や地下鉄事業等の公営企業の減収状況が一定程度続いていることに鑑み、令和３年度、令和４年度においても特別減収対策企業債制度を継続することとしました。

#### ⑵　制度の詳細

**ア　対象経費**

当該年度の資金不足額（法適用企業は地方財政法施行令（以下「地財令」という。）第15条第１項第１号の額から同項第３号の額を控除した額をいい、法非適用企業は同令第16条第１項第１号及び同項第２号の額の合計額をいう。）（平成30年度決算又は令和元年度決算で資金不足額が生じている場合は、平成30年度決算における当該額又は令和元年度決算における当該額のうちいずれか少ない額を控除した額）を対象に起債を行うことができます。

**イ　償還年限**

原則として15年以内です。ただし、これにより難い事情がある場合は、経営健全化に向けた取組状況、資金不足比率の将来の見通し等を総合的に勘案し、15年を超える償還年限を設定することができるものとしております。

**ウ　資金**

地方公共団体金融機構資金又は民間等資金が対象となります。

#### ⑶　地方財政措置

公営企業が発行した特別減収対策企業債の償還利子の２分の１を一般会計から繰り入れることができます。また、一般会計からの繰出額の80％に対して、特別交付税措置が講じられます＜資料２参照＞。

### 2．現状

#### ⑴　令和２年度特別減収対策企業債発行額

令和２年度の特別減収対策企業債発行額は、公営企業全事業で782.9億円となり、うち交通事業における令和２年度の発行額は531.8億円で、全事業の特別減収対策企業債発行額の67.9％の割合を占める結果となりました。次に多いのが病院・介護サービス事業で、発行額は246.7億円、全事業の発行額に占める割合は31.5％となりました＜資料３参照＞。

資料１　「令和２年度内の資金繰りへの対応について」（令和２年５月22日付け総務省自治財政局地方債課、同公営企業課、同財務調査課、事務連絡）

事　務　連　絡
令和２年５月２２日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課　御中
各指定都市財政担当課

総務省自治財政局地方債課
総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局財務調査課

令和２年度内の資金繰りへの対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や公営企業の料金収入等に様々な影響が生じることが想定されます。このため、当面の資金繰り支援として、以下の措置を講じることとしておりますので、お知らせいたします。

また、これらの措置を分かりやすくまとめた別添参考資料も適宜御活用ください。

なお、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内各市区町村に対しても、この旨周知をお願いいたします。

記

１　地方税の徴収猶予等に伴う減収への対応

地方税法に基づく地方税の徴収猶予等に伴い生じる一時的な減収に対応するため、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第26号）において地方財政法（昭和23年法律第109号）が一部改正され、猶予特例債が創設されました。猶予特例債の資金については、市町村（指定都市を除く。）に対して財政融資資金を優先的に配分することとしており、今後地方債計画等を改正予定です。１次協議から取り扱うこととしており、算定方法やスケジュール等の詳細については別途通知を行います。

２　減収補塡債の公的資金の確保

従来は民間資金で対応していた減収補塡債について、市町村分に対して地方公共団体金融機構資金を優先的に配分します。

３　共同発行債の増額

今年度の特例措置として、共同発行債の償還年限を多様化した上で、地方公共団体のニーズを踏まえて発行額を増額します。なお、現行の共同発行債不参加団体や非公募団体である都道府県及び指定都市についても参加を可能としますので、ご検討ください。

既存の10年共同発行債とは別に、今回の増加分の発行団体のみで連帯債務を結ぶことを検討しておりますが、いずれにせよ増額参加を希望する場合は９月議会での連帯債務に係る議決が必要となりますので、今後、参加団体、発行額、持寄額、発行年限等を早急に検討することになります。

４　公営企業における特別減収対策企業債の発行

新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足について地方債（特別減収対策企業債）を発行できることとする予定です。当該地方債の償還利子の２分の１の額を一般会計から繰り出すことができることとし、当該繰出額の80％を特別交付税により措置することとしています。

１次協議から取り扱うこととしており、今後、地方債計画等を改正し、スケジュール等の詳細は別途通知を行います。

５　地方債の早期発行を可能とする手続きの弾力化

当初予定していた１次協議（７月同意）、２次協議（２月同意）の間に、９月臨時協議を実施することとし、総務省への同意協議手続きを早期かつ柔軟に行うこととします。なお、９月臨時協議の協議対象事業は、減収補塡債を含む全地方債とすることとします。９月時点での減収補塡債の発行可能額の算出及び充当先については、別途通知を行います。

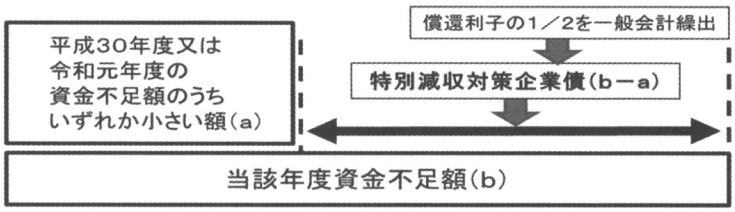
資料２　特別減収対策企業債に係る地方財政措置

＜措置の内容＞

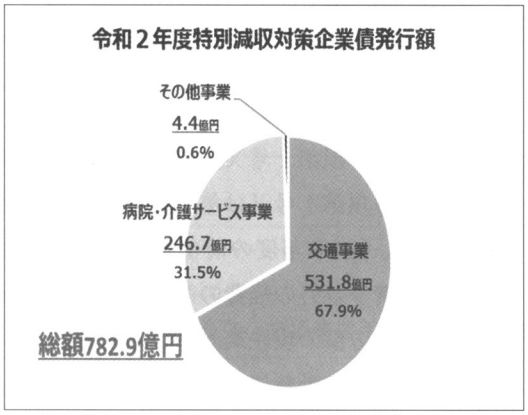
○ 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる（特別減収対策企業債）。

○ 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の１／２の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0．8）を講じる。

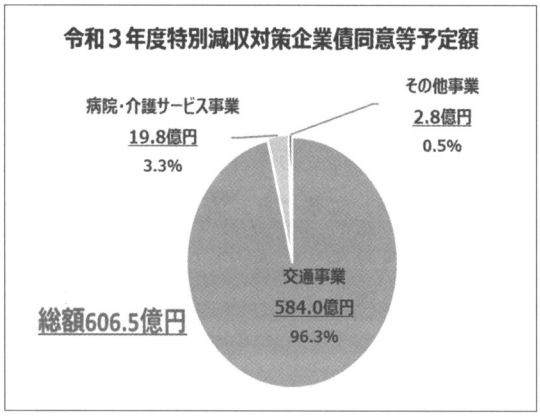
○ 償還年限は原則15年以内




資料３




資料４




※端数調整により合計が一致しない場合がある。

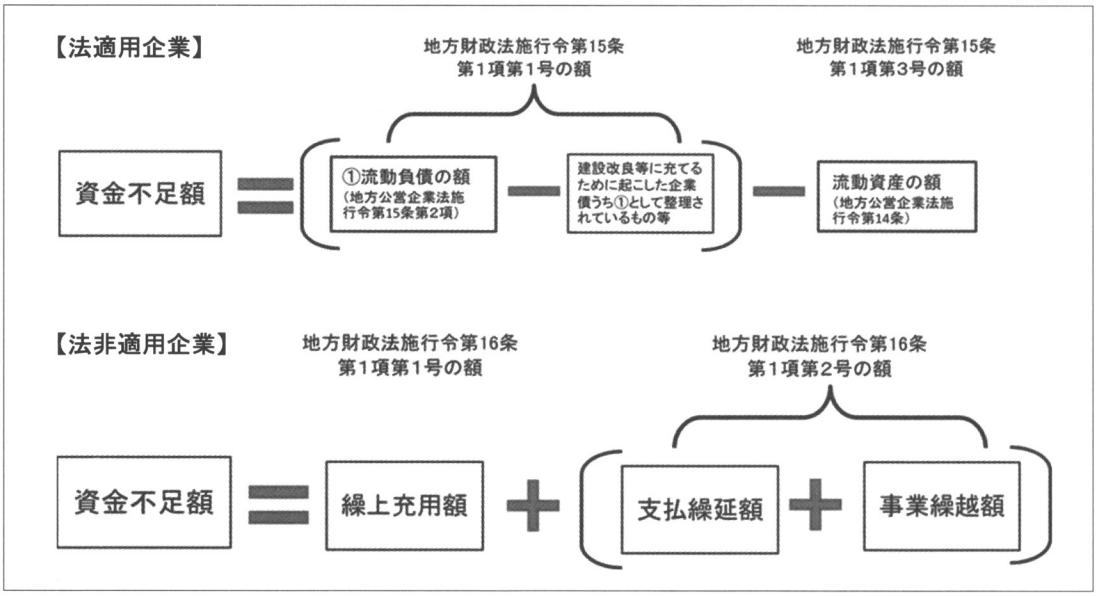
交通事業において、特別減収対策企業債の発行額が多かった理由として、令和２年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛の要請が実施されたこと等に伴い、輸送人員が前年度に比べ大幅に減少し、運輸収益が悪化したことで資金不足額が増加（発生）したことが挙げられます。

### ⑵　令和３年度特別減収対策企業債同意等予定額（令和４年２月時点）

令和３年度の特別減収対策企業債同意等予定額は、公営企業全事業で606.5億円となり、うち交通事業における令和３年度の同意等予定額は584億円で、全事業の特別減収対策企業債同意等予定額の96.3％の割合を占める結果となりました。次に多いのが病院・介護サービス事業で、同意等予定額は19.8億円、全事業の同意等予定額に占める割合は3.3％となりました＜資料４参照＞。

令和２年度の特別減収対策企業債発行額に比べ、令和３年度の特別減収対策企業債同意等予定額は減少していますが、これは病院事業において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等が多く交付されたことにより、資金収

資料５　特別減収対策企業債の資金不足算定に当たってのイメージ図




支が改善し、病院事業の同意等予定額が減少したことが主な要因として考えられます。

交通事業においては、令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛やテレワーク等の新しい生活様式が定着したことによる交通需要の減少が主な要因として、資金不足額が増加（発生）しております。

## ３．起債協議について

### ⑴　起債協議手続き

#### ア　資金不足額とは

起債協議における資金不足額は、地方公営企業法の法適用企業は、流動負債（建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額等を控除した額）の額から流動資産の額を差し引いた額となります。

地方公営企業法の法非適用企業においては、繰上充用額と支払い繰延額及び事業繰越額の合計額となります＜資料５参照＞。

なお、地方財政法（以下「地財法」という。）第５条の３第５項第１号又は第２号及び同法第５条の４第３項第１号又は第２号に定める資金不足額には、「当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの現在高を控除した額」を含むこととされていますが、特別減収対策企業債の起債協議の資金不足額算定時にはこれらは含みませんので、注意が必要です。

#### イ　資金不足額の算定

特別減収対策企業債の起債協議に当たっては、全事業共通様式の「特別減収対策企業債対象経費算定表」に基づき、資金不足増加額及び起債限度額を算定し、提出いただく必要があります＜資料６参照＞。

また、上記算定表において算定された資金不足増加額の内訳表として、交通事業独自様式の「交通事業用資金不足発生額内訳表」に基づき、

## 資料６　特別減収対策企業債対象経費算定表（令和３年度起債２次協議用）

### 特別減収対策企業債対象経費算定表（二次協議用）　＜地方公営企業法適用企業＞

（※公営企業型地方独立行政法人及び公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）についても、この表を用いること）　地方公共団体名

共通8

【記載上の留意事項】

1　本様式は、令和3年度地方債同意等基準（改定）及び運用要綱（改定）の規定に基づき記入すること。
2　（①について）二次協議においては、令和3年度末時点の資金不足額を算出し記入すること。
3　（②について）平成30年度決算又は令和元年度決算のうち、資金不足額が少ない年度の決算の数値を記入することとし、対象となる年度についてプルダウンから選択すること。
4　病院事業について、①の算定においては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の特定財源を含め算定すること。
5　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等以外の要因により発生又は拡大したことが明らかな資金不足額については、特別減収対策企業債の対象経費には含まれないことから、（G）からこれを控除した額を対象経費（H）とすること。
6　（②について）令和2年度より法適用した企業においては、直近の決算で資金不足額が生じていない場合は（D）及び（E）は「0」を記入すること。
7　（③について）「資金不足を解消（縮減）するための今後の対策」については、現段階でわかる範囲で記載すること。
8　（①②③について）公営企業型地方独立行政法人及び公立大学法人（附属病院に係るものに限る。）については、上記1～7に準じて記載すること。

（単位：千円）

| | 令和3年度末時点における地方財政法施行令第15条第1項第1号の額（A） | 令和3年度末時点における地方財政法施行令第15条第1項第3号の額（B） | 令和3年度の資金不足額（C）＝（A）－（B） |
|---|---|---|---|
| ① | | | 0 |

| | 対象年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 地方財政法施行令第15条第1項第1号の額（D） | 地方財政法施行令第15条第1項第3号の額（E） | 資金不足額（F）＝（D）－（E） | 資金不足増加額（G）＝（C）－（F） | （G）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による資金不足増加額（対象経費）（H） | 起債限度額（（H）の10万円未満を切り捨て） |
| ② | | | 0 | 0 | | 0 |

| | | |
|---|---|---|
| ③ | 資金不足が発生又は拡大することなった主な理由 | |
| | 資金不足を解消（縮減）するための今後の対策 | |

## 資料７　交通事業用資金不足発生額内訳表（令和３年度起債２次協議用）

| 団体コード | 都道府県名 | 自治体名 | 事業区分 |
|---|---|---|---|
| | | | 交通事業 |

交通6（協議用）

**令和３年度特別減収対策企業債　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資金不足発生額内訳（二次協議用）**

※赤枠内に、（共通8）特別減収対策企業債対象経費算定表で算出した資金不足増加額の内訳を記入してください。

| 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資金不足発生額の算出基礎とした数値 | |
|---|---|

（千円）

| 資金不足の発生要因 | | | 令和３年度 資金不足発生額 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 一次協議額 | 二次協議額 | 協議額合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 増加要因 | | による資金不足の拡大 | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| 減少要因 | | による資金不足の縮小 | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| | | | | | | | | | | | | | | | 0 | － | － | － |
| 資金不足の増加額合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 0 |

※資金不足発生額は、それぞれの期間における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減・費用増等による資金不足額の増減額を記入すること。
※行が不足する場合、適宜行を追加すること。

**平成30～令和３年度月別乗車料収入（二次協議用）**

※赤枠内に記入してください。

（千円）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成30年度 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 |
| | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 令和元年度 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 |
| | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 令和２年度 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 |
| | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 令和３年度 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 実績 | 見込 | 見込 | 見込 | 見込 | 見込 |
| | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 【乗車料収入見込の考え方について】見込額の算出方法について記入してください。 | | | | | | | | | | | | |

資金不足の発生要因を「増加要因」、「減少要因」別に算定し、提出いただく必要があります＜資料７参照＞。

内訳表においては、資金不足の発生要因の算定の他に、乗車料収入の実績・見込の算定も行う必要があります。

**⑵　収支計画**

特別減収対策企業債においても通常の起債協議手続と同様に、収支相償する事業であることを確認するため「収支計画」や「投資・財政計画」を提出する必要があります。収支計画等の作成に当たっては、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年８月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）において示されている各事業の留意事項を踏まえ作成する必要があります。

特に、年度末において、国や県からの補助金等が見込まれる場合は、収支計画等に当該補助金等の見込み額を適切に反映させるよう注意する必要があります。

**⑶　留意事項**

**ア　償還年限の設定**

特別減収対策企業債の償還年限については、原則として15年以内とされていますが、これにより難い事情がある場合は、経営健全化に向けた取組状況、資金不足比率の将来の見通し等を総合的に勘案し、15年を超える償還年限を設定することができるものとされております。

そのため、これらの要件に合致することを確認するため、起債協議においては、15年を超える償還年限を設定する場合はその必要性や具体的な効果額が分かる資料や、経営健全化に向けた取組状況、資金不足比率の将来の見通しが分かる資料（例えば、15年償還、30年償還それぞれの資金不足比率推移のシュミュレーション資料等）を、それぞれ提出いただく必要があります。

**イ　対象経費について**

特別減収対策企業債は、当該年度の資金不足額（法適用企業は地財令第15条第１項第１号の額から同項第３号の額を控除した額をいい、法非適用企業は同令第16条第１項第１号及び同項第２号の額の合計額をいう。）（平成30年度決算又は令和元年度決算で資金不足額が生じている場合は、平成30年度決算における当該額又は令和元年度決算における当該額のうちいずれか少ない額を控除した額）を対象に起債を行うことができます。そのため、当該年度に発行できる特別減収対策企業債は、当該年度に増加（発生）する資金不足額の範囲内となるため算定には注意が必要です。

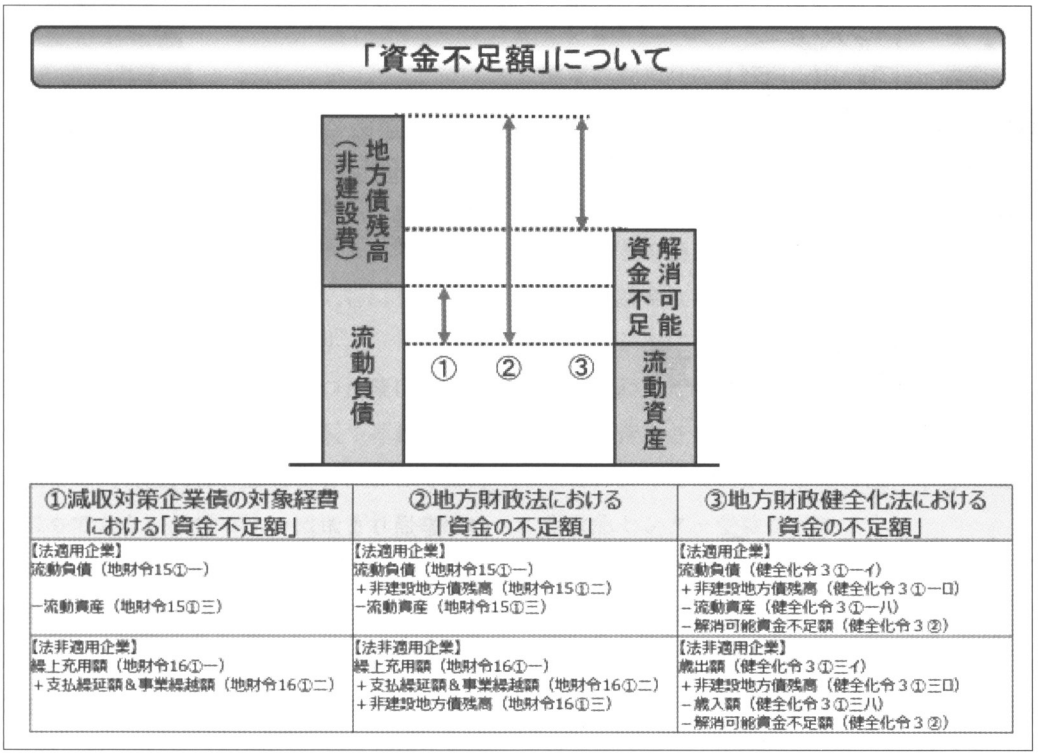
例えば、年度途中に収入と支出の時期的なズレによる一時的な資金不足額が発生したが、最終的に当該年度末時点では資金不足額が発生しなかったということも想定できます。この場合、特別減収対策企業債の対象経費とはなりません。

地方公営企業法第29条において、一時的な資金不足を解消するために管理者は一時借入を行うことができるとされています。特別減収対策企業債の発行に当たっては、年度途中の一時的な資金不足額には一時借入金を活用するなど、当該年度末時点において最終的に増加（発生）する資金不足額を見極めた上で、慎重に発行することが求められます。

## ４．特別減収対策企業債発行の影響

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第２条第２号ロの規定に基づく健全化指標としての資金不足額の算定

資料８　資金不足額の算定方法について




| ①減収対策企業債の対象経費における「資金不足額」 | ②地方財政法における「資金の不足額」 | ③地方財政健全化法における「資金の不足額」 |
|---|---|---|
| 【法適用企業】<br>流動負債（地財令15①一）<br>－流動資産（地財令15①三） | 【法適用企業】<br>流動負債（地財令15①一）<br>＋非建設地方債残高（地財令15①二）<br>－流動資産（地財令15①三） | 【法適用企業】<br>流動負債（健全化令３①一イ）<br>＋非建設地方債残高（健全化令３①一ロ）<br>－流動資産（健全化令３①一ハ）<br>－解消可能資金不足額（健全化令３②） |
| 【法非適用企業】<br>繰上充用額（地財令16①一）<br>＋支払繰延額＆事業繰越額（地財令16①二） | 【法非適用企業】<br>繰上充用額（地財令16①一）<br>＋支払繰延額＆事業繰越額（地財令16①二）<br>＋非建設地方債残高（地財令16①三） | 【法非適用企業】<br>繰出額（健全化令３①三イ）<br>＋非建設地方債残高（健全化令３①三ロ）<br>－歳入額（健全化令３①三ハ）<br>－解消可能資金不足額（健全化令３②） |

において、特別減収対策企業債の残高は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第６条第２項に定める「解消可能資金不足額」として控除されることとなります。一方、地財法上の資金不足額の算定に当たっては、地財令第15条第１項第２号の額（当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの現在高を控除した額）として、算定に含める必要があります<資料８参照>。

その結果、地財法上の資金不足比率が上昇することに伴い、許可公営企業となる団体（地財法第５条の４第３項各号に規定する公営企業をいう。）については、地方債同意等基準において、「資金不足等解消計画」を策定しなければならない（健全化法上の資金不足比率が健全化法第23条第１項に規定する基準以上の団体を除く。）こととされておりますので、起債協議に当たって留意が必要です。

## ５．おわりに

令和４年度においても、交通事業者からの強い要望を踏まえ、引き続き特別減収対策企業債の発行を可能としました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症を契機として利用者の減少が長く続いていることや発行した特別減収対策企業債の将来の償還負担を考え、起債に当たっては慎重に判断することが求められます。